

令和5年9月27日

郡市区等医師会 様

大阪府医師会  
(公印省略)

島本町および八尾市と本会との新生児聴覚検査の契約について

時下ますますご清祥のことと、お慶び申し上げます。

また、日頃は本会事業にご理解を賜り誠にありがとうございます。

大阪府医師会は島本町および八尾市と新生児聴覚検査業務の契約を結び、当該市町に住民票のある方が大阪府内の会員医療機関で実施したときに公費負担となります(上限額あり)。

主な内容は下記の通りです。いずれの市町も令和5年9月末日までに生まれた児は対象外となります。

貴会におかれましては、標記の件につきまして、ご了知いただくとともに、会員医療機関へご周知賜りますよう、ご高配方をお願い申し上げます。

記

	島本町	八尾市
対象	令和5年10月1日以降生まれ	令和5年10月1日以降生まれ
検査期間	生後4か月未満	生後1か月未満、又は特別な理由により生後1か月を経過した後に聴覚検査を受検しなくてはならない場合
検査回数	初回検査1回	初回検査1回
検査費用助成上限額	5,000円 【自動聴性脳幹反応(AABR)】	6,700円 【自動聴性脳幹反応(AABR)】
	1,500円【耳音響放射(OAE)】	1,500円【耳音響放射(OAE)】

(事務局：地域医療1課 湯口)

TEL：06-6763-7012 FAX：06-6766-2875

E-MAIL：k-yuguchi@po.osaka.med.or.jp